

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月12日（火）午後2時00分～午後3時30分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葎 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	村 岡 繁 樹
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

京都府海洋センター研究部	部 長	宮 嶋 俊 明
--------------	-----	---------

舞鶴市農林水産振興課	係 長	真 下 了 代
------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 京都海区漁業調整委員会指示について
…原案に異議なく承認することを議決した。

第2号議案 特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 かがなわ漁業の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

5. 議事

事務局長

委員の皆様、並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今回は今年度で最終の委員会となります。それでは、第22回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は9名です。委員会規程第6条により、開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

本日は公私とも大変ご多用の中、また足元の悪い中、本委員会に出席を賜りましてありがとうございます。

本日の委員会は3つの議案についてご審議させていただきます。まず第1号議案として「京都海区漁業調整委員会指示について」、これは前回の委員会におきまして、案を提示のうえ議論いただきました。今年度末で期限を迎えますので、現行の委員会指示67号、68号の更新につきまして、ご審議いただく内容となっています。それから第2号議案につきましては、「特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」ということで、クロマグロに関する内容でございます。そして第3号議案は「かがなわ漁業の制限措置等について」です。第2号議案と第3号議案につきましては、京都府知事からの諮問になっていますので、答申をいただくべく、ご審議をさせていただきます。

まず本日の議事録署名委員を指名させていただきます。八木委員、村岡委員お願いいたします。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。まず第1号議案でございます。「京都海区漁業調整委員会指示について」を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

（第1号議案について説明）

葭矢会長

はい、ありがとうございました。今ほど事務局から説明がありま

した。委員会指示につきまして、何かご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。どうでしょうか。

過去に海洋センターで調べていただいた経過もあるようですので、補足事項はございますか。

(海洋センター)

宮嶋部長

結論としましては、先ほど事務局から説明があったとおり、制限に至るはつきりとした根拠というものは、乏しいというのが現状です。簡単に述べますと、生物、特に魚等が光に集まったり、逃げたりする走光性というものがあるのは事実です。ただし、それがどのような原因で集まったり逃げたりしているのかは、まだ、よく分かっていません。ただ、この特性を用いて漁業を行っていくという研究は、以前からされておりました。特に、灯火をメタルハライド灯から、最近開発されたLED灯に替えることによって、燃料の消費を抑えていくという試みについては、平成20年ごろから始まっております。これは、イカ釣りやサンマ棒受け網で試験されたのですが、イカ釣りの場合、LED灯はメタルハライド灯に及ばないという結果となっております。

また、定置網に関しては、垣網や落とし網の中にLED灯をつけて、魚を長い時間滞留させようという試験が長崎県や山口県、島根県で行われておりました。これについては、ある程度成果があるように見られるものの、もう少し試験をしてみなければわからないというような、非常に微妙な結果となっております。今回のような、定置から離れたところでの、集魚灯の使用による定置の漁獲への影響というのは、一切研究がなされていないというのが現状です。こういったことを踏まえ、現状では、集魚灯が定置網等に影響を与えるということについては、研究成果が得られていないというのが結論です。

葭矢会長

ありがとうございました。海洋センターから説明がありました。これまでの研究成果なり現状を踏まえて、今回の委員会指示の改正につきまして、ご意見を賜りたいと思います。それではご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

今年1月1日の漁業権の切り替えにより、冠島の西側にありました定置漁業権が廃止されましたので、その区域での光力制限は必要ないのではないかとということで、今回はその区域を省略させ

ていただいたという素案だったのですが、第2種共同漁業権は従来どおり設定されますので、対象となる中小型定置網漁業の権利を、今後、漁業者が行使する可能性の有無について、また、何か問題が生じることは無いかということをお照会のうえ提示してくださいと要求をいたしました。そのアンケート結果も含めて提示していただいたということです。

狩野委員

イカなどの光力による集魚効果の話ですが、それについて納得できる説明をしていく必要があると思います。試験操業時に、たまたま不漁で漁獲が少なかったのか、イカ釣りやサンマ棒受け網のどちらかが多く漁獲したのか、もう一方の漁獲が少ない結果になったのか、その動向について、わからないという結果だけではないと思います。定置も釣船もそうですが、原因はある程度ここにあるだろうと言えるように、説明していただければいいかなと思います。

それともうひとつ、大中型まき網の操業区域についてですが、冠島周辺は、ちょうど沖側から進入し操業するところですので、その場所でまき網船団に灯を焚かれると、沿岸に魚が入ってこなくなります。冠島周辺に多くの魚が集まるので、沿岸の漁場でもマダイや青物を漁獲することが多かったのですが、今回、定置が無くなると同時に火光利用釣漁法の禁止区域も無くなることで、何か影響が出てこないかと心配しています。冠島周辺は、京都府の漁業において重要な漁場ですので、関係する漁業者にとっては非常に大きな問題になると思います。ですので、なんとか冠島周辺に関しては、まき網船団に対して保護できる仕組みができればと思います。まき網船団との揉めごとが少なくなっていけば良いと思っていますので、その点についても考えていただければと思います。

葭矢会長

ただいまの狩野委員からの発言に対して、京都府から何かありますか。

冠島周辺を保護区域にできないかという話です。冠島周辺は丹後海に魚が入ってくる場所として非常に重要な役割を果たしていますので、なかなか難しいとは思いますが、コメントいただけますでしょうか。

(水産事務所)

戸嶋課長 ただいまの狩野委員のご発言につきましては、京都府の漁業者としてはもっともな観点だと思います。ただ、今回の委員会指示の関係から申し上げますと、冠島周辺の一部地域の光力制限については、定置漁業権が無くなりましたので、現状の委員会指示の考えに基づくと、該当箇所については光力制限を解除するというのが妥当かと思われます。まき網との問題とは切り離して考える必要がありますし、現状では、まき網船に対しても光力制限がかかっています。

そして、冠島周辺を保護区域にすることにつきましては、非常に理想的ではありますが、現実問題としてはなかなか難しいと思います。まき網船につきましては、当委員会からまき網漁業者に対して日々さまざまな要請をしている中で、冠島周辺では一定の配慮をお願いしているという経緯がございます。ですので、その部分については、今後も配慮を求めていくことが必要だと思います。

現状では、なかなか行政の立場から規制をするというのは難しいのですが、粘り強く業界の中で調整をしていくというのが現実的ではないかと考えています。

葭矢会長 ありがとうございます。冠島周辺を保護区域に設定していくというのは、なかなかハードルが高いと思います。今回、定置漁業権がひとつ無くなり、前回の更新時にも北丹方面の定置網漁業権がひとつなくなっていますが、漁業の育成という観点からも、今後も粘り強く取り組んでいただければと思います。これは経営体の育成にもなると思います。京都府沿岸域の資源の有効利用であったり、漁村振興に繋がりますので、対策を考えていただければと思います。

石倉委員 反対ではありませんが、こういうものの見方もあるということで意見を出させていただきます。

6ページに「大型定置、その他、一本釣り」とありますが、一本釣りでイカを獲っている京都府内の漁業者というのは、どんどん減ってきています。おそらく、一本釣りのグラフが減少しているのは、漁業者の数が減っているからだと思っています。これは私の所感ですので、根拠はありません。

私が関係会社で代表をしていた頃に、新井の漁場で、かつてない

ような大量の白イカが獲れたことがありました。出荷をすると、他所の漁業者から「あなたたちがたくさん獲るから、調和が崩れる」と言われました。そういった状況が2日間ほど続きましたが、続いたと思っていたら、夜間に沖にいたイカが、突然いなくなりました。偶然いなくなったのか、あるいは獲れなくなったのか、因果関係はわかりません。

先ほどもお話がありましたが、私が今後心配しているのは、定置網漁業と遊漁船の関係です。ほとんどの定置網は、沖側の漁業者の目の行き届かない所で操業していますが、幸か不幸か、新井の漁場は、生活圏から様子が見えるほど近い漁場です。現在は土曜が休市日ですので、定置網も全て休みになっていますが、そういう日に限って出てくる遊漁船がいます。偶然見た日には、ちょうど定置網の魚の入り口になる場所に2隻いました。時期的には、ハマチの群れを狙っていたと思うのですが、近づいて来たと思ったら沖へ離れていきました。そういった状況をみると、漁師としては何らかの保護をしてほしいと思います。

定置網の生産量は、だいたい横ばいです。遊漁船はこれから次第に増えていくと思います。産業としての生産額は、遊漁船の方が将来多くなる可能性もあると思っています。そういう中で定置漁業をどう守っていくのかということについて、事務局も真剣に考えていただきたいと思います。

葭矢会長 ありがとうございます。石倉委員からのコメントにつきまして、何かありますか。

八木委員 制限より、もっと厳しい規制を設けることも考えるべきだと思います。

葭矢会長 特に定置網の魚の入り口付近で、漁業者が操業していないときを見計らって遊漁船が釣りをしていると。それによって、本来であれば定置網に入る魚が獲られているのではないかということが、危惧されるということです。

もう1つは、光力制限に関する内容です。強力な光を灯した遊漁船が来たことで、今まで入網していた白イカが獲れなくなってしまったという話です。現場の感覚的な話ですが、こういったことがありますので、光力制限や定置周辺での遊漁等については、定置網

の保護の観点からも、今後も十分配慮してほしいとのことです。

戸嶋課長　　今ほど石倉委員がおっしゃった課題については、非常に難しい問題だと思っております。特に定置網周辺での遊漁船の営業につきましては、今のところ漁場利用協定のチラシでも掲載しておりますが、マナーを守って、定置網周辺では釣りをしないことを普及啓発しているところです。その内容について、法的規制等の縛りをかけていくことは、なかなかハードルが高いところにはなってきましたが、一方で、京都府としては定置網漁業者を守っていかなければならないというところもあります。他方、遊漁船業者はマイボートや生業の方を除くと、その多くが、京都府の漁業者の副業として営業されているという実態もございます。京都府としては、定置漁業者も守らないといけないし、兼業で遊漁船業をされている漁業者の方も守っていかねばなりません。そういった状況の中では、一律に規制をかけることよりも、漁業者同士でマナーを守って操業していただくことの方が良いかなと思えます。定置網の経営が厳しい中で、事業者を出来るだけ守り、水揚げを確保していくのが望ましいところではあります。京都府としても抜本的な規制をかけることはなかなか難しいです。これにつきましては、非常に歯がゆい思いもあると思えますが、現状は実際に漁場を利用される方々で、ルールを作ってやっていただくのが一番良いと考えています。

葭矢会長　　ありがとうございます。漁場利用協定の関係では、定置網の周辺の遊漁については制限をかけているのでしょうか。

戸嶋課長　　漁場利用協定のパンフレットで、定置網周辺での操業については控えてくださいということをお知らせしています。一部の漁場では、火光利用についても制限をしているというところではあります。

葭矢会長　　そうすると、定置網周辺で遊漁をしているのは、一般のプレジャーボートの可能性もあるんですね。

石倉委員　　おそらくプレジャーボートかと思えます。

戸嶋課長　　漁場利用協定は、漁協や京釣協といった組織に所属している

方々が中心となって遵守されていますので、一般のプレジャーボートの方々にはなかなか周知が及んでいない可能性があります。ただ、漁場利用協定は一般の方々にも守っていただくべきものですので、遊漁されている方には、巡回時にチラシをお渡しして啓発している状況です。

葭矢会長 なかなか、一匹狼的なプレジャーボートに対して制限をかけていくのは難しいところですが、取締船のらくように巡視をしていただければと思います。

協定の違反について通報するのは、難しいのでしょうか。

石倉委員 実際、土曜日に見かけたときは、どこに連絡したらよいのか、分かりませんでした。

葭矢会長 そういう課題があるということで、事務局及び京都府にも認識していただき、今後そういったことが無いよう、らくよう等に対応いただき、検討事項として考慮していただきたいと思います。

それから、委員会指示につきましては、3月31日で一旦期限がきれてしまいます。火光利用については、過去の試験結果や現代で考えられる状況の中では、LEDが直接漁獲に影響を与えているとは言にくいということです。今後も京都府で調査研究がなされるでしょうし、現場の情報を収集するなりして委員会で適宜報告のうえ、改善点があれば対応していくというようなかたちで、冒頭事務局からありました案での結論をだしていただきたいと思います。本日ご意見のありました課題については、来年度の検討事項としていきたいと考えていますが、その方向でよければ作業を進めたいと思います。いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、今ほどいただきましたご意見等も踏まえて、今後の検討事項ということで、新たに情報がありましたら、この場で報告させていただき、改善させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

しく捉えていただきたいということで、今後は、2ステップ目での裏付け命令発出ということになりました。広域漁調委としても、1回違反等があれば、すぐに対応しなければなりませんので、その姿勢についても考えていくべきというところで協議をされていました。

葭矢会長 ありがとうございました。その他どうでしょうか。

川崎委員 補足ですが、来年以降、ズワイガニの漁獲が大幅に増える傾向で予想されているそうです。

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、特にこれ以上ご発言がないようですので、報告事項(2)「大中型まき網漁業との調整について」を説明願います。

本多次長 (報告事項(2)について報告)

葭矢会長 ありがとうございます。幹事会には私も出席させていただきました。昨年、一昨年含めて、紛らわしい操業については、各地区、各漁業団体、遊漁船団体からも、あまり見られないという報告がありました。

ただ、漁協の代表者からは、AISについて、大事故になりうる案件がありましたので、AISを発動させて、お互いの操業地がわかるようにしていただきたいという要望がありました。それから、舞鶴湾でトリガイや岩ガキを養殖している事業者からは、昼夜を問わず作業されることから、時間を指定せずに速力を落とすように要望がありました。どれくらい速度を落とすかについては、10ノット以下に落とすということで、要望書には8ノットと記載させていただいております。残りの部分については、なかなかすぐに対応するには至らないですが、京都府の沖合海面の水産資源を守るという観点から、これまでと同様の内容で要望をしていきたいと思っております。

それでは、事務局からの報告に対しまして、何かご質問ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

具体的に速力8ノットというのは、幹事会の議論と、らくよりの船長の意見を踏まえて設定しています。かつ、時間の設定はしない

れておりましたので、念のため予定に入れさせていただきました。

葭矢会長 わかりました。今のところ海区の委員会としては、8回を予定されているということですね。何かご意見ご質問等ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 なければ、報告事項については終了させていただきます。その他事務局から何かございますか。

本多次長 令和6年度の第1回目の委員会ですが、今のところ6月頃を予定しています。事前に日程調整のFAXを送信させていただき、委員様のご都合を確認のうえ調整させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、緊急を要する場合は、会長と相談し開催させていただくことも考えています。

葭矢会長 それでは委員会を終了させていただきます。この1年間、とくに1月1日に漁業権の切替えがあったということで、いろいろなかたちでご議論いただきました。本当にありがとうございました。また年度があらたまりましたら、6月にお世話になります。その際には、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和6年3月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員